

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和 7 年 4 月 1 日～令和10年 3 月 3 1 日までの 3 年間

2. 内容

目標 1：男女問わず育休取得率100%、平均取得期間10カ月以上。

<対策>

- 令和 7 年度～ 対象者への個別の意向確認、管理職含む全社員向け制度周知、マタニティハラスメント防止の情報発信強化等

目標 2：働き方改革を促進する各種施策の導入と定着に向けた取組み

<対策>

- 令和 7 年度～ 独自特別休暇の 100%取得、年次有給休暇等の取得率の向上、平均残業時間の継続的な抑制（フルタイム労働者一人当たりの各月ごとの法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間を 5 時間未満とする）、フレックスタイム制の導入と定着

以 上